

平成19年度 法科大学院入学者選抜試験問題

小 論 文

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、80分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン（鉛筆は不可）またはボールペンを使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

以下の文章は、1956年に刊行された『日本の裁判』（戒能通孝編集）の中で、松田道雄医師が執筆した「人命をあつかうもの」と題した論文の一部である。この文章を読み、次の問いに答えなさい（解答は横書き。句読点・括弧も一字分として計算します）。

問1 筆者は、下線(1)の部分で、文中に引用されるトルストイの『イワーン・イリイチの死』のくだりは、裁判官と医師にとって、「きわめて重大な問題を暗示していると思う。」と述べ、二つの問題点を指摘しています。二つの問題点とはどのようなことであるか、それぞれ60字以内で述べなさい（40点）。

問2 筆者は、下線(2)の部分で、「裁判官や医者は庶民の目をあまり好まないのである。」と述べています。なぜ、筆者は、裁判官や医者は「庶民の目」をあまり好まないと考えたのか、あなたの考え方を700字から900字の範囲で論じなさい（60点）。

人の生命をとりあつかう職業にたずさわるものは過誤のないように特別の注意をしなければならない。けれども十分に注意したと思っていても、さけられない過誤というものもある。

裁判官や医者はどんな場合にも、自分の予想し得ない事故で人を傷つける可能性にたいして「人間としての苦しみ」から救われてはならない……。人間として裁判官や医者が苦しみつづけることのなかに、国民は裁判官や医者の職業上の無過誤の保障を求めているのである。それであるからこそ、国民は裁判官や医者に職業上の特権をみとめて、その良心への信頼をしめしているのである。

医者は他人のからだにメスをあてることをゆるされている。それは手術によって病気を治す行為のなかで医者が病人の生命を大切にする良心をつねにもっていることが信じられているからである。裁判官は職権を行うのに、憲法と法律とには拘束されるが、他の何ものにもたいしても独立していることが許されるのは、彼が国民の幸福を守るという良心をたえずもっていることが信じられているからである。

予測できない事故から過誤をおこはしないかという絶えまのない人間的な苦しみによって予測できる過誤を最小限にたもつという職業的義務が、人間としての弱さの

ためにしばしば妨げられるというのが、裁判官と医者との悲劇である。まどろむことのない良心をもって、日々病苦にさいなまれている病人に接したり、善人が罪をおかすことに面したりすることは、いかに職業といえ苦痛である。生理的に人間はそのような緊張からのがれようとする。その場合もっとも安易なのは特権のかけにかくれて事務的に処理する習慣をつけることである。

裁判官と医者とが共通してもつ、職業的必要からする人間性の無意識的な鈍麻を見事にえぐったのはトルストイであろう。『イワーン・イリイチの死』という有名な小説がある。イワーン・イリイチというのはごくありふれた官吏のコースを通過して裁判官になっている男である。娘にも婚約者がきまり生活も安定した中年の分別のそなわった人間なのだが、正体のわからない病気にとりつかれてしまう。死の恐怖にさいなまれながら医者から医者へと転々とする。自分の病気は治る病気か治らない病気かという不安のなかで、裁判官である彼も、病人という誰もが扱われる庶民の立場にたたされる。病人から医者を見上げるということで、彼ははじめて特権のないものの立場を知るのである。そこで彼は大きな発見をする。それは医者が実に裁判官に似ているということである。

どの医者も人間性をじかに露出させない。何か装ったところがある。いやにしかつめらして、病人の胸をたたいたり、きいたりするところから、明らかに不必要だと思われる紋切型の質問をするところまで、イワーン・イリイチが法廷で被告にしめす態度とそっくりである。素人がいろいろ心配することはない、専門家の自分にまかしておけばよい、と思いきませるような物々しい顔つきも同じである。話しのすすめ方はもっとよく似ている。病人のいちばん知りたいのは助かるのか助からないのかということなのに、医者はそんな質問は適当でないといったふうで、ふれようとしない。医者は医学の論理の藪知らずの中へつれこむ。これこれの症状があるのは、これこれの病気があることになる。しかしもし、これこれの検査によって決められないようだったら、この病気は、結局これこれだと決定せざるを得ない。もしこれこれだと仮定すれば、その時は……といったふうである。そういう医者の話をきいているうちにイワーン・イリイチは、医者は自分のことなど、どうでもよいと思っていることがわかってくる。自分というものの地位が実にあわれなものだと感じるとともに、自分の生命にかかわる重大な問題に平気でいられる医者にたいして限りない憎悪をもつよう

になる。彼はそれでも思いきれず、最後に帰りぎわに、もう一度おずおずとたずねる。

『われわれ患者というものは、えてして不心得なことをお訊ねするものですが。』

こう彼は言った。

『全体危険な病気か、それともですな？……………』

ドクトルは眼鏡越しに、片方の眼で厳然と見据えたが、その様子は、こう言っているものようだった。 — (被告よ、もしもその方が許される質問の限界を越すにおいては、本職は已むなく退廷処分を講ぜんけりゃならん。)

『必要なこと、適当と思われることは、もう申し上げました。』

ドクトルは言った。

『これ以上のことは検査の結果を待たんけりゃアならんです。』

こういってドクトルは会釈した。

(原久一郎氏訳：一部加筆)

医者はイワーン・イリイッチの病気が何であるかということを経験し得ないでいるのだ。しかしイワーン・イリイッチの衰弱の程度からみれば重大な疾患があることはたしかである。危険な病気か、そうでないのかという不安にとりつかれている病人にたいして、医者は人間的にだけたちむかうとすれば、何よりも同情が先にたつはずだ。同情がつよければつよだけ、その原因をつきとめられない自分の職業的無力に恥じて気まずくならなければならない。だが医者は診断と治療との報酬をうけて生活しているのである。どんな名医でも慚愧と気まずさとの代金を請求できない。医者は医者としての生活を維持するためには、確信している態度をしめし、医学の権威を病人にしめさなければならない。それが職業的必要による人間性の鈍麻というものだ。それは良心の永久の緊張から脱したいという生理的な衝動と、医者にあたえられている社会的な地位との両方からくるのであるが、それが無意識のうちにおこるといことが、いちばん重大なことだ。

イワーン・イリイッチも自分では自分の職業的な無慈悲を、それほど意識して日々の仕事をしていただけではなかったろう。ただ医者職業的な無慈悲に庶民として接して、はじめて自分にもそれがあつたことを思い出したのにちがいない。

被告にとっては、証拠になっている供述の信憑性にたいして裁判官がどう思っているかということが最大の関心である場合に、イワーン・イリイッチは、ちょうど彼の

危険な病気かどうかという質問に医者がこたえたように、証拠法の講釈や形式論理学のモザイクをしめして、被告の質問が法律的には無意味であるということを証明してみせたことがあったのを、記憶のなかによみがえらせたのだろう。

『イワン・イリイチの死』のこのくだりは裁判官と医者にとって、きわめて重大な問題を暗示していると思う。(1)

庶民は生命の安全のために裁判官や医者が職業上に過誤のないことを切にのぞんでいる。安全でない手術をして死に至らしめられたり、他人のあやしげな供述をもとにして逮捕したり、罰せられたりしては、たまらないからである。もし庶民の目が光っていることによって、裁判官や医者の良心がつねに覚醒しているのであれば、生命の安全のために、目を絶えず光らせていたいと願うのは当然である。

ところが実際になってみると、裁判官や医者は庶民の目をあまり好まないのである。(2)